

新	旧	備考
<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	
<p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>	
<p><u>(電子情報処理組織を使用した手続)</u></p> <p><u>第5条 この規程に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>		
<p>(別添1)～(別添2) (略)</p>	<p>(別添1)～(別添2) (略)</p>	